

平成五年通商産業省令第七十七号

指定製造事業者の指定等に関する省令
計量法(平成四年法律第五十一号)第九十一条
第一項第五号、第九十二条第二項、第九十五条第二項及び第五十六条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、指定製造事業者の指定等に関する省令を次のように定める。

(用語)

この省令において使用する用語は、この省令に特段の定めのない限り、計量法(平成四年法律第五十一号。以下「法」という。)及び計量法関係政令において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第二条 法第十六条第一項第二号ロの指定を受けようとする届出製造事業者は、様式第一による申請書を電気計器にあっては、その指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を管轄する經濟産業局長又は中部經濟産業局電力・ガス事業北陸支局長(以下単に「經濟産業局長」という。)を経由して、その他の特定計量器にあっては、その指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)を経由して經濟産業大臣に提出しなければならない。

第三条 第一項の申請書には、その申請に係る工場又は事業場における別表第一号に掲げる品質管理体制が、同号イに掲げる基準に適合していることを証する書面(經濟産業大臣が適切であると認めた者が証するものに限る。)その他經濟産業大臣が定める書面を添付することができる。

(品質管理の方法)

法第九十一条第一項第五号の經濟産業省令で定める品質管理の方法に関する事項は、別表の中欄に掲げるとおりとする。

法第九十二条第二項の經濟産業省令で定める品質管理の方法の基準は別表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げるとおりとし、その細目については經濟産業大臣が別に定め、公示する。

三 製造されるすべての特定計量器について

法第七十一条第一項第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の經濟産業省令で定めるものについての検査を行

(品質管理の方法の検査)

第三条の二 法第九十一条第三項の規定により検査を行つた都道府県知事又は日本電気計器検定所は、その検査の申請を受理した日から六十日以内に經濟産業大臣に当該検査の結果を報告しなければならない。

(指定検定機関の調査)

第四条 法第九十三条第一項の調査を受けようとする者は、様式第三による申請書を指定検定機関に提出しなければならない。

法第九十三条第二項の書面は、様式第四により作成するものとする。

3 第二条第三項の規定は、第一項の申請書について準用する。

（変更の届出）

第五条 法第九十四条第一項の規定による変更の届出をしようとする指定製造事業者は、様式第五による届出書を電気計器にあっては、經濟産業局長を経由して、その他の特定計量器にあっては都道府県知事を経由して經濟産業大臣に提出しなければならない。

2 第二条第三項の規定は、前項の届出書について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の申請書」とあるのは、「前項の届出書」と、「その申請」とあるのは、「その届出」と読み替えるものとする。

（基準適合義務の免除の届出）

第六条 法第九十五条第一項ただし書の届出をしようとする指定製造事業者は、様式第六による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

第一項の申請書を様式第一に添付しなければならない。

（検査方法等）

第七条 法第九十五条第二項の經濟産業省令で定める検査並びにその検査記録の作成及び保存は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 製造される特定計量器が法第七十一条第一項第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準に適合することを確認できる検査手順書を作成し、それを確実に履行すること。

二 製造されるすべての特定計量器について器差の検査を行い、法第七十一条第一項第二号の經濟産業省令で定める検定公差を超えないことを確認すること。

三 製造されるすべての特定計量器について

法第七十一条第一項第一号の經濟産業省令で定める技術上の基準であつて同条第二項の經濟産業省令で定めるものについての検査を行

い。当該基準に適合することを確認すること。

四 製造のロットごとに適切な数の特定計量器を抜き取り、当該特定計量器が法第七十六条第一項の承認を受けた型式(以下単に「承認型式」という。)に適合していることを確認すること。

五 検査手順書に定めるすべての事項を終了し、法第九十五条第一項の規定に適合することを確認するまで特定計量器を出荷しないこと。

六 承認型式ごとに検査記録簿を備えて、検査の結果を記録すること。

七 前号の検査記録簿は、検査記録簿の最終の記載の日から起算して三年以上(法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器に係る承認型式にあっては、検査記録簿の記載した特定計量器の法第九十六条第一項の表示(以下「基準適合証印」という。)の有効期間満了の日から起算して一年以上)保存すること。

八 基準適合証印は、次に掲げる形状により、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印により付するものとし、容易に識別できる大きさとする。この場合において基準適合証印には、法第十六条第一項第二号の指定の際經濟産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。

九条 基準適合証印とともに付する法第九十六条第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第三項の基準適合証印を付した年月の表示の方法は、特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第二十五条及び第二十六条の規定を準用する。この場合において、「打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合にあつては」とあるのは、「付する方法にかかわらず」と読み替えるものとする。

二 前項の規定にかかわらず、基準適合証印とともに付する法第九十六条第二項の有効期間の満了の年月の表示及び同条第三項の基準適合証印を付した年月の表示の方法が適切でないと研究所又は日本電気計器検定所が認める場合は、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

三 前二項の年月は、法第九十六条第二項の年月にあつては第七条第二号の検査を行つた日を起算として定め、法第九十六条第三項の表示を付した年月にあつては第七条第二号の検査を行つた日の属する年月として定める。

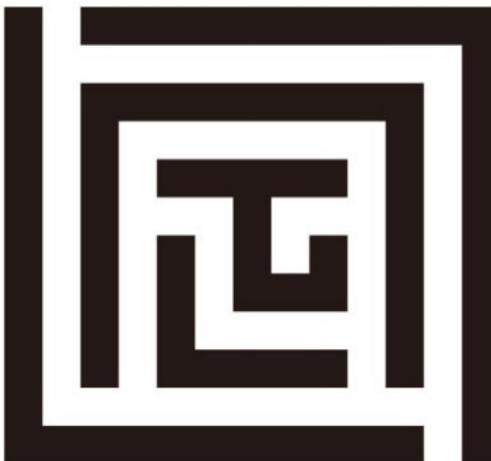
(はり付け印による基準適合証印の表示)

十条 基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分に付さなければならぬ。

二 基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付する特定計量器の部分が、適切でないと研究所又は日本電気計器検定所が認める場合にあつては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

(指定の取消)

第十一条 経済産業大臣は、法第九十九条の規定により指定を取り消したときは、その旨を取消し



2 基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分に付さなければならぬ。

三 前二項の年月は、法第九十六条第二項の年月にあつては第七条第二号の検査を行つた日を起算として定め、法第九十六条第三項の表示を付した年月にあつては第七条第二号の検査を行つた日の属する年月として定める。

二 基準適合証印をはり付け印により付する場合にあつては、経済産業大臣が定める様式により付するものとする。

一 前項の規定にかかわらず、基準適合証印を付する方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が、適切でないと研究所又は日本電気計器検定所が認める場合にあつては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。

四 理 管 程 工		三 材 料 、 部 品 等 の 購 買 事 項	五 完 成 品 管 理 事 項	六 製 品 識 別 及 工 程 工 作 事 項	七 製 造 設 備 及 檢 査 設 備 事 項
（1）学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は外国にあるこれらの大学に相当する大学を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者であつて、品質管理に関する実務経験を二年以上有する者	（2）学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む）。若しくは工業に関する高等専門学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十号）に基づく専門学校又は外国にあるこれらの学校に相当する学校を理学、医学、薬学、工学若しくは農学又はこれらに相当する課程における品質管理に関する科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、品質管理に関する実務経験を四年以上有する者	（3）経済産業大臣が（1）又は（2）に掲げる者と同等以上の知識・経験を有すると認めた者	ハ イ ロ ハ	次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて完成品の管理が適切に行われていること。 ロ イ ロ ハ	イ 作業指示書、作業環境、設備等に関する事項 ハ 工程変更に関する事項 ホ 工程管理に係る記録に関する事項 ニ 限界見本及び標準見本に関する事項 ロ 管理項目及び品質特性に関する事項 ハ 限度見本及び標準見本に関する事項 ホ 完成品の構造（性能及び材料の性質を含む）及び器差に関する事項（法第九十五条第一項及び第一百一条第二項の基準適合義務の履行に関する事項を含む）。 ロ 完成品管理に係る記録に関する事項 ハ 製造工程の組織と独立した組織で実施することに関する事項
（1）製造工程等が社内規格により明確にされているとともに、次に掲げる事項その他の必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて工程ごとに工程管理が適切に行われていること。	（2）発注先の選定基準に関する事項 ハ 材料、部品等の購買の記録に関する事項	ハ イ ロ ハ	次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて完成品の管理が適切に行われていること。 ロ イ ロ ハ	次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて完成品の管理が適切に行われていること。 ロ イ ロ ハ	次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて完成品の管理が適切に行われていること。 ロ イ ロ ハ
（1）製造工程等が社内規格により明確にされているとともに、次に掲げる事項その他の必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて工程ごとに工程管理が適切に行われていること。	（2）発注先の選定基準に関する事項 ハ 材料、部品等の購買の記録に関する事項	ハ イ ロ ハ	次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて完成品の管理が適切に行われていること。 ロ イ ロ ハ	次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて完成品の管理が適切に行われていること。 ロ イ ロ ハ	次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて完成品の管理が適切に行われていること。 ロ イ ロ ハ
（1）製造工程等が社内規格により明確にされているとともに、次に掲げる事項その他の必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて工程ごとに工程管理が適切に行われていること。	（2）発注先の選定基準に関する事項 ハ 材料、部品等の購買の記録に関する事項	ハ イ ロ ハ	次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて完成品の管理が適切に行われていること。 ロ イ ロ ハ	次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて完成品の管理が適切に行われていること。 ロ イ ロ ハ	次に掲げる事項その他必要な事項が社内規格に定められ、それに基づいて完成品の管理が適切に行われていること。 ロ イ ロ ハ

様式第1（第2条関係）

第1回(第1章~第4章)	
指定申告書	
個人 会社	年 月 日
経済活動大綱	
申請者 住所 氏名(本名及び代表者の氏名)	
下記のとおり会計法第1条第1項第2号の規定を受けたいので申請します。	
記	
1. 事業の区分(会社の種類)	
2. 既存をもつたうどりの場合は事業場の所在地及び所在地	
3. 既存事業場の所在地	
提出書類の提出(提出する書類)	
提出書類の提出(提出する書類)	品目別提出状況(提出はなし せず)
提出書類の提出(提出する書類)	提出書類の提出(提出はなし せず)
提出書類の提出(提出する書類)	提出書類の提出(提出はなし せず)

様式第2（第2条関係）

様式第2（第2条関係）

検査申請書

年月日

様式第2 印紙	(日本産業規格A4)
------------	------------

新規的審査要綱
(日本産業規格A4)

申請者 住所
氏名(本称及び代表者の氏名)

下記のとおり計画法第16条第1項第2号の規定による同法第9条第2項の検査を受けたい旨申します。

記

備考

- 事業の区分の範囲
- 検査を行ふべき場所を記すうとする工場は事業場の名称及び所在地
- 指定のための検査に係る申請者及び被検者

様式第3（第4条関係）

様式第3（第4条関係）

指定製造事業者による検査申請書

年月日

指定検査機関 印紙	申請者 住所 氏名(本称及び代表者の氏名)
--------------	--------------------------

新規的審査要綱
(日本産業規格A4)

下記のとおり計画法第16条の規定に基づき同法第16条第1項第2号の指定を受けたい旨申します。

記

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 第4項の場合は、新規に記載することとする。
- 指定検査機関の名称及び検査の実施月日
- 新規的審査要綱の内容についての異議を受けたい旨申します。

様式第4（第2条、第4条関係）

様式第4（第2条、第4条関係）

経済産業大臣 印

年月日

申請者 住所
氏名(本称及び代表者の氏名)

新規的審査要綱
(日本産業規格A4)

下記のとおり新規的審査要綱の品質管理の方法についての開示を行ないます。同様に第2項の経済産業省令で定める基準に適合していると認められた旨申します。

なお、新規的審査要綱の開示申出者と申します。

記

備考

- 新規的審査要綱の品質管理の方法及び開示の旨の名前
- 開示を行うべき事業、同様に第2項の経済産業省令で定める基準に適合していると認められた旨申します。
- 新規的審査要綱の開示申出者と申します。

様式第5（第5条関係、第12条関係）

様式第5（第5条関係、第12条関係）

経済産業大臣 印

年月日

申請者 住所
氏名(本称及び代表者の氏名)

下記のとおり品質管理の方法を変更したので、計画法第9条第4項の規定に基づき届け出ます。

記

備考

- 新規的審査要綱の品質管理の方法を変更したので、計画法第9条第4項の規定に基づき届け出ます。
- 新規的審査要綱の品質管理の方法を変更したので、計画法第9条第4項の規定に基づき届け出ます。
- 新規的審査要綱の品質管理の方法を変更したので、計画法第9条第4項の規定に基づき届け出ます。

別表中欄に掲 げる事項	品質管理の方法(欄目を含む)	事由
変更前	変更後	

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 第4項の場合は、新規に記載することとする。
- 新規的審査要綱の品質管理の方法に関する各会員は第2項及び第12条各項により使用する第2条第3項に基づく表面を認付することができる

様式第6（第6条関係）

基準適合義務の免除の届出

年月日

郵送依頼者（記入欄）

申請者（住所）
氏名（本称及び代表者の氏名）

計画法第9条各項1項ただし書の規定に基づき、下記の特定期量額について基準適合義務の免除を届けます。

1. 免除を受けけるとする特定期量額の型式及び数
2. 免除を受ける理由

備考：用紙の大きさは、日本規格用紙A4とすること。

様式第7（第111条関係）

外國製造事業者指定申請書

年月日

取扱紙（記入欄）

経済産業大臣（記入欄）

申請者（住所）
氏名（本称及び代表者の氏名）

下記のとおり計画法第16条第1項第2号の監査を受けたいので申請します。

記

1. 基準適合の範囲
2. 免除を受けけるとする工場又は事業場の名称及び所在地
3. 品質管理の方法

同上	品質管理の方法（記入欄）	備考（申請者は記載しないこと）

備考

1. 用紙の大きさは、日本規格用紙A4とすること。
2. 第3項の申請書は、郵送で提出することができます。
3. 100枚を請求する場合は郵便料金を計算する場合に該当する。
4. 指定製造事業者の監査を受けた場合第111条第2項により適用する第2条第3項に基づく監査を受けたことができる。

様式第8（第112条関係）

指定申請書記載事項変更届

年月日

経済産業大臣（記入欄）

提出者（住所）
氏名（本称及び代表者の氏名）

下記のとおり変更があつたので、計画法第10条第3項において適用する法律第2条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更のあつた事項に従事する事業の区分の範囲
2. 変更のあつた事項
3. 変更の事由

備考

1. 用紙の大きさは、日本規格用紙A4とすること。
2. 計画法第10条第3項において適用する法律第1条の規定による変更については、それらの場合は該当する説明書を添付すること。

様式第9（第112条関係）

事業廃止届

年月日

経済産業大臣（記入欄）

申請者（住所）
氏名（本称及び代表者の氏名）

下記の記載の事項は、年月日に記載したので計画法第10条第3項において適用する法律第5条の規定により届け出ます。

記

1. 事業の区分の範囲
2. 事業を終了する日
3. 指定を受けた工場又は事業場の名称及び所在地

備考

用紙の大きさは、日本規格用紙A4とすること。

